

Title	〔商法一五三〕 表見代表取締役の手形署名代理 (東京高裁昭和四六年一月二九日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Shoho kenkyukai) 商法研究会
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.12 (1975. 12) ,p.71- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19751215-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

しかもその目的を達しうるように考える（加美・前掲六六頁）。要するにいずれの点についても、この判旨の理由づけには賛成できない。

附記 本件については菱田政宏教授（判例評論一五二号一四二頁）、平尾賢

三郎教授（週刊金融商事判例二八五号二頁）、加美和照教授（ジュリスト五〇九号六四頁）による判例研究があり、いずれも判旨に反対される。

高鳥正夫

〔商法 一五三〕 表見代表取締役の手形署名代理

（東京高裁昭和四六年一月二十九日判決
昭和四四年（キ）二四八八号約束手形金請求控訴事件
判例時報六二五号九四頁）

〔判示事項〕

表見代表取締役が直接代表取締役の記名捺印をして会社名義の約束手形を振出した場合における商法二六二条の適用の有無

〔参照条文〕

商法二六二条

〔事実〕

Y会社（被告・控訴人）の常務取締役Aは、受注、発注等外務関係を主とする営業面の担当を命ぜられていて、手形振出を禁じられていたにもかかわらず、会社の資金ぐりのため、または下請会社に金融をえさせるため、Y会社経理係の保管する同会社代表取締役の記名ゴム印およびその印鑑を用いてY会社代表取締役B名義でしばしば約束手形を振出していた。そして、このような約束手形が振出されていることについては、別に自分が経営する他の会社に専念していた

Bはまったく知らず、もちろんこれを黙認したこともなかった。X（原告・被控訴人）は、このようにして振出された約束手形の所持人であつて、満期に支払場所に呈示したが支払を拒絶されたので、Y会社を相手どり手形金請求の訴を提起して勝訴判決をえた。そこで、Y会社が控訴したのが本件である。

〔判旨〕

控訴棄却。

「当裁判所は商法二六二条の規定によつてY会社は本件手形につき手形金支払の責を負うものと解する。すなわち、約束手形面に表示された振出人の氏名はY会社代表取締役Bであつて、ただ右代表者の記名捺印をしたAには代表権はないが、Y会社においては前記のような地位にあるAに対し『常務取締役』という会社を代表する権限を有するものと認められる名称を使用させ営業活動をさせてい

たのであり、一方XがAに代表権がないことを知っていたことを肯認できる立証はなく、かえつてXとしてはAの代表権の欠缺に善意であり調査の結果本件手形はY会社においてその権限ある代表者によつて振出されたものと信じていたことが認められる。そうだとすると、常務取締役Aが自己の氏名を手形面上に表示した場合と同様、Y会社は本件手形金支払の責を負うと解すべきである(昭和四〇年四月九日最高裁第二小法廷判決参照)。」

〔研究〕

理由づけに疑問。

いわゆる表見代表取締役に関する商法二六二条の規定が手形行為にも適用があるということについては、異論をさしはさむ余地はない。同条は、通念上会社代表権があるものと認められるような名称を会社が取締役に附した場合(ただし、本条を取締役以外の会社使用人にも類推しようとするのが一般的傾向である——最判昭三五・一〇・一四民集一四卷二二号二四九九頁)に、その取締役になした代表行為について、代表権があるものと信じた第三者を保護する規定である。そこで、これを手形行為に適用するとすれば、直接には、会社代表権があるものと認められるような名称を附した取締役が、会社を代表して手形に署名をなし、かつこれを交付した場合に、会社は善意の第三者に対して手形責任を負うということを意味する。

これに対して、本件のように、名称を附された取締役が、無権限で代表取締役の署名または記名捺印を作出するという形式で手形行為をなした場合には、問題がある。すなわち、代理人が直接本人名義

の署名または記名捺印を作出して手形行為をなすこともまた、判例のようにこれを代理の一方式として認めうるものとしても、そのような行為をなす権限についての表見責任は、商法二六二条からは出て来ないからである。同条は、会社代表権という機関権限についての外観信頼者保護の規定であるのに対して、署名代理をなす権限は、代表取締役がこれを他人に授与することによつて発生するものである(1)。そのような権限によつて表見責任の問題が生ずるとすれば、それは表見代理の一般原則によるべきであつて、商法二六二条によつて決せられるべきではないと考えられる。

ところが、本判決も引用している最高裁昭和四〇年四月九日第二小法廷判決(民集一九卷三三三頁)は、「会社名義で振り出された約束手形につき、手形面上に会社代表者として表示されている者に代表権はあるが、右代表者の記名押印をした者に代表権がない場合であつても、会社が後者に対して常務取締役等会社を代表する権限を有するものと認められる名称を与えており、かつ、手形受取人が右後者の代表権の欠缺につき善意であるときは、右後者がいわゆる表見代表取締役として直接自己の氏名を右手形面上に表示した場合と同様、会社はその責に任ずべきものと解するのを相当とする」として、この場合にも商法二六二条の適用を認める。この判決の表現からは、第三者のいかなる権利外観への信頼を保護するために同条を適用するのは、必ずしもあきらかではない。この点、右判決の評釈の中では、このような行為は、「手形行為の形式」においては、表見代表取締役が、名義人である代表取締役を代理したという関係で

あるけれども、その行使した「実質的権限」は、会社の代表機関としての権限すなわち代表権であつて、第三者の信頼は後者の権限の外観に対するものであるものともされている。⁽²⁾

ただ、右のように考えるためには、第一に、右の見解の中では捨象されてしまつてゐる「手形行為の形式」の理論的処遇が必要であらう。何といつても、手形行為における権利外観については、書面上の記載が第一義的なものであらうからである。⁽³⁾そこで、もしこの場合に代表取締役の署名ないしは記名捺印を無視しうるものとすれば、それが単に会社の名義を示すものとせざるをえないだらう。⁽⁴⁾しかし、そのためには従来からの法人の手形行為の理論をのりこえなければならぬことになる。⁽⁵⁾論者自身もそのことにはなお躊躇されるようである。また第二に、会社の代表権の中には、他の代表取締役の名義で手形行為をなしうる権限が当然に含まれてゐるものとしなければならぬ。そうでなければ、右の見解にいう「実質的権限」が、会社代表権の外観というものと結びつかないことになる。

会社に複数の代表取締役がある場合に、代表取締役が他の代表取締役の名義で会社のために行為をする権限を有するか否かについては、積極説と消極説とがあるが、⁽⁶⁾積極説は実際的な結果の妥当性を急いでもとめようとして、かえつて問題の混同を生じているように評者にはおもえる。というのは、代表権というのは、その者が会社のために意思表示をすれば会社が法律行為をしたことになるという法人の機関権限であつて、他の代表取締役の名義をもつてこれをなすことができるか否かということとは、次元を異にするものである。

たしかに、例えば銀行口座名義・届出印鑑等の関係から、ある会社において代表者のうちのただ一人の名義で手形を振出すことが内規とされているような場合、格別の授權がなくとも各代表取締役は、自己の代表権行使のために、署名の代理ないしは代行の権限を有していなければならない。けれども、それはあくまでもそのような権限が包括的に与えられているという問題にとどまるのであつて、代表権そのものの内容とは異なる。そして、かりにそのような授權が複数の代表取締役を有する会社の間で一般慣行化することがあるとすれば、そのような授權の外観というものが法律上問題とされるべき場面も出現するであらうが、しかしそれは商法二六二条の表見代表取締役の制度の適用場面ではありえない。それは、まさに代理権ないしは代行権の外観の問題であるがゆえに、民法の表見代理制度の適用ないしは類推適用場面である。

このことを本件に即していえば、常務取締役Aは營業に関する包括的な権限を与えられてゐるものであり（このことから、本件を商業使用人の代理権制限の問題と解する余地もありえよう）、したがつて、本件手形の振出は、民法一一〇条に定められる権限超越の場合の表見代理（署名代理を代理と認めなければ、その類推）によつて判断されるべきものということになる。商法二六二条においては、会社が名称を附したと第三者の善意が要件であるのに対して、民法一一〇条においては、代理人の権限超越と第三者の信頼についての正当理由が要件であるが、常務取締役が代表取締役の名義で手形を振出す場合には、相手方は単なる善意では足りず、正当な理由によつて信頼し

た場合にはじめて表見責任法理による保護を受けうるものと解すべきである。もともと、表意者の同一性についてのリスクは相手方が負うべきことからしても、右のように解する方が実際上も妥当であるものとおもわれる。

- (1) 山口・注釈会社法(4)三九二頁。
- (2) 竹内・法学協会雑誌八三巻一号八一頁。

〔労働法・経済法 一〇六〕 多数ビラの貼付と損害賠償の請求

- (3) 塩田・判例評論八三号一四六頁。
- (4) 西山・ジュリスト一六〇号五六頁。
- (5) 小橋・法律時報三七巻二一〇五頁。
- (6) 学説・判例については、山口・前掲三九二頁、竹内・前掲八一頁参照。

倉沢康一郎

〔事実〕

この事件における原告は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という）であり、被告は、国鉄動力車労働組合（以下「動労」という）とその中央執行委員長下ほか二〇名の組合員である。動労は、国労とともに国鉄内における二大組合であり、法人格を保有している。

被告二〇名の組合員は、昭和四四年五月二八日午後五時五五分頃から同六時一五分頃までの間及び同日午後八時五〇分頃から同九時二五分頃までの間、国鉄が所有し、国鉄の甲府機関区長が管理する東京西鉄道管理局甲府総合事務所五階及びその付近階段ならびに二

（動労甲府支部ビラ貼り損害賠償請求事件
東京地裁
昭和五〇・七・一五判決
判例時報七八四号二五頁以下）

階及びその付近において、各自その実行行為を分担し、同所の壁、扉及び窓等に、幅約一三センチメートル、長さ約三七センチメートルのビラを約三五〇〇枚貼付した。同ビラの内容は、「助士墜止断固粉碎」、「一六万五千首切り合理化反対」などと印刷あるいは手書きしたものである。ビラの紙質は、印刷ビラが模造紙で、手書きビラが更紙で、いずれも糊で貼り付けたものである。

ところでビラが貼付された国鉄所有の施設すなわち甲府総合事務所は、鉄筋コンクリート七階建の庁舎で建坪九七二平方メートル、総床面積六四一〇平方メートルで、そのなかには東京西鉄道管理局